

令和3年7月9日

保護者の皆さんへ

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

緊急事態宣言等の再発出に伴う区立幼稚園・認定こども園
及び小・中学校等の対応について

国による緊急事態宣言の発出、及び東京都の緊急事態措置を踏まえ、区立幼稚園・認定こども園及び小・中学校等の対応について、下記のとおりとさせていただきます。

保護者の皆さんには、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 適用期間

本件対応の適用期間（令和3年7月12日（月）から8月22日（日）まで）

2 小・中学校等における対応

期間途中で夏季休業に入りますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、次のように対応いたします。なお、今後、区内の感染状況や、施設等での発生状況により、対応の見直しや必要な対策を図ってまいります。

区立幼稚園・認定こども園 及び小中学校	<ul style="list-style-type: none">○感染症防止対策を徹底した上で、通常の登校・登園○学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。○校外での活動は、基本的に延期又は中止とする。○不特定多数の人が参加する活動は、基本的にオンラインでの実施又は延期とする。○部活動は、基本的に校内において平日のみ、17時までとする。○各種行事等は、感染状況等によって内容や方法を工夫し、柔軟に対応する。○宿泊を伴う行事は、緊急事態宣言期間中は実施せず、延期又は中止とする。日光林間学園は可能なかぎり延期とする。○夏季休業中の活動（水泳・補習など）を実施する場合は、教育委員会の基準をもとに、学校の実態に合わせて内容や方法を工夫する。
新BOP	<ul style="list-style-type: none">○学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営○BOPは休止を継続
学校施設開放	<ul style="list-style-type: none">○感染防止対策を徹底した上で学校施設を開放○開放時間は20時まで

感染症予防のために、登園・校を自粛される場合は、「欠席」扱いとはいたしませんので、各園・校に事前にご連絡ください。

また、家庭内で体調不良者及び新型コロナウイルス感染症のPCR検査結果判明前の濃厚接触者がいる場合は、本人の体調にかかわらず、登園・校ができるかぎり控えるようにしてください。

3 人権に関わる配慮について

保護者の皆さまにつきましては、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、SNSでの誹謗中傷等は許されることではありません。
- ・見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、不当な差別や偏見が起こってしまいます。
- ・不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないよう、正確な情報に基づき冷静な行動をとってください。

4 その他

- (1) 行事等の詳細につきましては、各園・校からのお知らせやホームページをご覧ください。
- (2) 今後変更がありましたら、ホームページ、緊急メール等でご案内いたします。
- (3) お子さんの様子に不安や気にかかることがありましたら、スクール・カウンセラー等にご相談ください。

【お問い合わせ先】

区立幼稚園・認定こども園に関すること

担当 乳幼児教育・保育支援課

03-5432-2714

区立小中学校に関すること

担当 教育指導課

03-5432-2703

新BOP（学童クラブ）に関すること

担当 子ども・若者部児童課

03-5432-2308

生涯学習部生涯学習・地域学校連携課

03-5432-2739